

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市グリーンライフ猿花キャンプ場利用許可の取り消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市グリーンライフ猿花キャンプ場条例
条 項		第9条第1項
所 管 部 課		子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 (電話：048-829-1716)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はキャンプ場の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。 (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
	設定等年月日	平成 15 年 12 月 25 日 設定 年 月 日 最終改正
備 考		